

静岡県告示第429号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、仁科川非出資漁業協同組合（内共第7号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和6年6月7日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 漁業権者の名称及び所在地
仁科川非出資漁業協同組合 賀茂郡西伊豆町仁科923番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第7号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和6年6月7日

別表

改正前	改正後
<p>(漁業の方法、規模等)</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲においてエ欄の区域内及び、オ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。</p> <div data-bbox="226 443 1064 592" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">表 (略)</div> <p>※ 保護期間 11月1日より11月30日までの岩谷戸堰堤より<u>築地橋上流起伏堰</u>までを全魚禁漁とする。</p>	<p>(漁業の方法、規模等)</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲においてエ欄の区域内及び、オ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。</p> <div data-bbox="1113 443 1951 592" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">表 (略)</div> <p>※ 保護期間 11月1日より11月30日までの岩谷戸堰堤より<u>河口</u>までを全魚禁漁とする。</p>

附 則

この規則は、令和6年6月7日から施行する。